

■事前相談から補助金交付までの流れ

含有調査の流れ

1. 事前相談

補助申請の前に建築指導課窓口にて、補助対象範囲等を確認するため「事前相談」を行っていただきます。申請手続き等の説明を行います。相談にお越しの際は、位置図・平面図・現況写真等をお持ちください。

補助対象となる場合、なりそうな場合は現地確認の日程を決めます。

2. 現地確認

建築物所有者又は管理者の立会いのもと、吹付け建材を確認します。

3. 分析機関の選定・見積り依頼

分析を依頼する機関は岐阜労働局に登録された作業環境測定機関とし、アスベスト6種類すべての調査を依頼してください。

4. 見積書作成・提示

5. 補助金交付申請書の提出

建築指導課へ「補助金交付申請書」(様式第1号)、別紙1、別紙2に次の書類を添えて提出してください。

- ・建築物の所有者、所在地が確認できる書類(家屋の課税明細書、固定資産課税台帳登録事項証明書の写しのいずれか一つ)
- ・位置図
- ・配置図
- ・平面図(調査箇所を明示)
- ・建築物の外観、対象部位、露出状況等が確認できる写真
- ・分析調査費の見積書の写し(6種類すべてを調査対象とする見積書)
- ・市税を滞納していない証明書
- ・その他市長が必要と認める書類

6. 補助金交付決定通知

補助金交付申請の内容が適正であれば、「補助金交付決定通知書」を市から申請者に送付します。補助金交付決定通知書が交付された後に、

事業内容を変更した場合:「補助金変更交付申請書」(様式第4号)

調査を中止する場合:「申請の取下げ」(様式任意)

を建築指導課へ提出してください。

7. 分析調査の契約

分析機関と契約を行ってください。なお、契約は補助金交付決定通知書の交付後としてください。

8. 分析調査実施

9. 分析調査費の支払い

調査完了後、分析機関から分析調査結果報告書が提出されます。見積書の額を分析機関にお支払いください。領収書は必ず受領してください。

10. 補助金実績報告書の提出

建築指導課へ「補助金実績報告書」（様式第6号）、別紙1に次の書類を添えて提出してください。

- ・分析機関が発行した分析調査結果報告書の写し
- ・分析調査費を分析機関に支払ったことを証する領収書の写し
- ・検体の採取状況の写真

11. 補助金確定通知

「補助金実績報告書」の内容が適正であれば、「補助金確定通知書」を市から申請者に送付します。

12. 請求書の提出

建築指導課へ「補助金交付請求書」を提出してください。

13. 補助金の交付

申請者の指定口座へ補助金が振り込まれます。

補助金が振り込まれるまでに日数を要する場合がありますのでご承知おきください。

お問い合わせ／建築指導課

電話：058-383-1111 内線 2915 または 2916